

社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第1項及び社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(2) 費用とは交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

2 費用の弁償については、社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会役員等の旅費に関する規程に基づき支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。